

会津坂下町原材料米価格高騰負担緩和対策支援金事業交付要綱

(趣旨)

第1条 町の特産品である発酵食品の品質、生産量及びブランド力の維持を目的とし、原材料米の急激な価格高騰の影響を受けている清酒製造事業者及びみそ及び麴製造事業者を支援するため、会津坂下町原材料米価格高騰負担緩和対策支援金（以下「補助金」という。）を交付することについて、会津坂下町補助金等の交付等に関する規則（昭和60年規則第9号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は次のとおりとする。

(1) 清酒製造事業者

町内に主たる事業所を有し、酒税法（昭和28年法律第6号）第7条に規定する酒類の製造免許を有する酒造製造者のうち、清酒の製造を生業とする者をいう。

(2) みそ及び麴製造事業者

町内に主たる事業所を有し、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第20号に規定するみそ又はしょうゆ製造業者のうち、みそ及び麴の製造を生業とする者をいう。

(補助対象経費及び補助額等)

第3条 補助の対象となる経費は、別表に掲げる経費とし、補助額は同表に掲げる補助率の範囲内で町長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、会津坂下町原材料米価格高騰負担緩和対策支援金交付申請書（様式第1号）を、令和8年2月2日までに町長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請の内容が適正であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条の規定による補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、令和8年2月13日までに、会津坂下町原材料米価格高騰負担緩和対策支援金実績報告書（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第7条 町長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第8条 補助事業者は、前条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速やかに請求書を町長に提出しなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第9条 補助事業者は、補助金の収支の状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（その他必要となる事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第3条関係）

補助対象者	清酒製造事業者	みそ及び麴製造事業者
補助対象経費	清酒製造用として令和7年度に購入する令和7年産の原材料米の購入経費のうち、令和6年産からの価格上昇分とする。 ※補助対象となる原材料米は、令和8年1月31日までに購入したもの（支払が完了したもの）に限る。 ※購入量、金額は、全て玄米数量とし、白米での購入の場合	みそ及び麴製造用として令和7年度に購入する令和7年産の原材料米の購入経費のうち、令和5年産からの価格上昇分とする。 ※補助対象となる原材料米は、令和8年1月31日までに購入したもの（支払が完了したもの）に限る。 ※購入量、金額は、全て玄米数量とし、白米での購入の場合

	<p>合は玄米数量に換算する。 ※補助対象経費の算定に当たっては、令和7年産の購入費が令和6年産の購入量を上限とする。</p>	<p>合は玄米数量に換算する。 ※補助対象経費の算定に当たっては、令和7年産の購入費が令和6年産の購入量を上限とする。</p>
<p>補 助 率 等</p>	<p>補助対象経費の2/3以内 ただし、福島県清酒原料米高騰対策補助金の交付を受けている場合は、当該補助金額を除いた額を交付する。</p>	<p>補助対象経費の2/3以内</p>

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

会津坂下町長 古川 庄平 様

（申請者住所）

（申請者名）

（代表者職・氏名）

（本件責任者及び担当者の氏名）

（本件責任者及び担当者の連絡先）

会津坂下町原材料米価格高騰負担緩和対策支援金交付申請書

令和7年度会津坂下町原材料米価格高騰負担緩和対策支援金事業について、会津坂下町補助金の交付に関する規則第4条第1項の規定により、補助金 円を交付して下さるよう申請します。

記

1 事業計画

実施計画書（別紙1）のとおり

2 交付申請額

_____円

3 添付書類

- ・実施計画書（別紙1-1、1-2、2-1、2-2、2-3）
※別紙2-1はみそ及び麴製造業者のみ提出
- ・当該事業に係る監督機関の許可書等の写し
※次のいずれか
 - ①酒税法に規定する酒類製造免許証の写し
 - ②食品衛生法施行令に規定する「みそ又はしょうゆ製造業」営業許可証
- ・補助金の振込口座が確認できる書類（通帳の写しなど）

実施計画書

1 申請者の概要

事業者の名称			
代表者役職・氏名			
所在地			
担当部署・氏名			
電話番号		F A X 番号	
メールアドレス			

2 交付申請額の算出方法

※ 1 俵 60 kg

令和 6 年 産	原材料米の合計 (実績)	購入量	俵	…①
		購入費用	円	…②
	1 俵あたりの購入費用 (②/①)			円/俵
令和 7 年 産	原材料米の合計 (見込)	購入量	俵	…④
		購入費用	円	…⑤
	1 俵あたりの購入見込費用 (⑤/④)			円/俵
1 俵あたりの令和 6 年産からの価格上昇見込額 (⑥-③)			円/俵	…⑦
令和 6 年産からの価格上昇見込額の合計 (④×⑦) ※④が①を上回る場合は (①×⑦)			円	…⑧
福島県清酒原料米高騰対策事業補助金交付決定額			円	…⑨
交付申請額 (⑧×補助率 2/3) - ⑨ ※千円未満切り捨て			円	

※ 全て税抜き金額で記載すること。(小数点以下は切り捨て)

※ 1 俵は 60 kg 換算とすること。

※ 購入量、金額は、全て玄米数量とし、白米での購入の場合は玄米数量に換算する。

※ ⑧の算定にあたり、令和 7 年産の購入見込量 (④) が令和 6 年産の購入量 (①) を上回る場合は令和 6 年産の購入量 (①) を上限とする。

※ 交付申請額は令和 6 年産からの価格上昇見込額の合計 (⑧) に補助率を乗じた額以内 (千円未満は切り捨て) とすること。

※ 福島県清酒原料米高騰対策事業補助金の交付決定を受けている場合は、交付決定書の写しを添付すること。

別紙1—1 (みそ及び麴製造事業者用)
実施計画書

1 申請者の概要

事業者の名称			
代表者役職・氏名			
所在地			
担当部署・氏名			
電話番号		F A X 番号	
メールアドレス			

2 交付申請額の算出方法

※1俵60kg

令和5年産	原材料米の合計(実績)	購入量	俵	…①
		購入費用	円	…②
	1俵あたりの購入費用(②/①)		円/俵	…③
令和7年産	原材料米の合計(見込)	購入量	俵	…④
		購入費用	円	…⑤
	1俵あたりの購入見込費用(⑤/④)		円/俵	…⑥
令和6年産米の購入量合計		俵	…⑦	
1俵あたりの令和5年産からの価格上昇見込額 (⑥-③)		円/俵	…⑧	
令和5年産からの価格上昇見込額の合計(④×⑧) ※④が⑦を上回る場合は(⑦×⑧)		円	…⑨	
交付申請額(⑨×2/3) ※千円未満切り捨て		円		

※全て税抜き金額で記載すること。(小数点以下は切り捨て)

※1俵は60kg換算とすること。

※⑨の算定にあたり、令和7年産の購入見込量(④)が令和6年産の購入量(⑦)を上回る場合は令和6年産の購入量(⑦)を上限とする。

※購入量、金額は、全て玄米数量とし、白米での購入の場合は玄米数量に換算する。

※交付申請額は令和5年産からの価格上昇見込額の合計(⑨)に補助率を乗じた額以内(千円未満は切り捨て)とすること。

別紙1－2（全事業者共通）

3 経営安定化に向けた取組み内容（申請時）

※（1）価格転嫁の取組については時期、内容を具体的に記載すること。

（1）価格転嫁の取組について

（2）生産性向上の取組について

（3）売上増加の取組について

（4）その他

原材料米購入量および購入費用 (令和5年産) 集計表

(申請者名)

※1俵60kg

令和5年産 合計 (実績)		購入量 (俵/60kg)		購入金額 (円)	
内 訳					
番号	購入先の名称	購入日	銘柄	購入量 (俵)	購入金額 (円)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

- ※購入先ごと、購入日ごと、銘柄ごとに実績の内容を記載すること。
- ※支払明細、請求書、納品書の写しなど、「内訳」に記載した内容が確認できる資料を添付すること (資料がないものについては、補助対象外となるため記載しないこと)。
- ※「購入日」は令和5年産原料米の支払が完了した日を記載すること。
- ※「購入量」は玄米数量 (1俵60kg単位) で記載し、白米での購入の場合は玄米数量に換算して記載すること。
- ※「購入金額」は税抜き金額で記載すること。

原材料米購入量および購入費用 (令和6年産) 集計表

(申請者名)

※1俵60kg

令和6年産 合計 (実績)		購入量 (俵/60kg)		購入金額 (円)	
内 訳					
番号	購入先の名称	購入日	銘柄	購入量 (俵)	購入金額 (円)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※購入先ごと、購入日ごと、銘柄ごとに実績の内容を記載すること。

※支払明細、請求書、納品書の写しなど、「内訳」に記載した内容が確認できる資料を添付すること (資料がないものについては、補助対象外となるため記載しないこと)。

※「購入日」は令和6年産原料米の支払が完了した日を記載すること。

※「購入量」は玄米数量 (1俵60kg単位) で記載し、白米での購入の場合は玄米数量に換算して記載すること。

※「購入金額」は税抜き金額で記載すること。

別紙2-3 (全事業者共通)

原材料米購入量および購入費用見込み(令和7年産)集計表

(申請者名)

※1俵60kg

令和7年産 合計(見込)		購入量(俵/60kg)		購入金額(円)	
内 訳					
番号	購入先の名称	購入日	銘柄	購入量(俵)	購入金額(円)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※購入先ごと、購入日ごと、銘柄ごとに購入見込を記載すること。

※「購入日」は令和7年産原料米の支払が完了する予定日を記載すること。ただし、令和8年1月31日までに購入するもの(支払が完了するもの)に限る。

※「購入量」は玄米数量(1俵60kg単位)で記載し、白米での購入の場合は玄米数量に換算して記載すること。

※「購入金額」は税抜き金額で記載すること。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

会津坂下町長 古川 庄平 様

（補助事業者住所）

（補助事業者名）

（代表者職・氏名）

（本件責任者及び担当者の氏名）

（本件責任者及び担当者の連絡先）

会津坂下町原材料米価格高騰負担緩和対策事業補助金実績報告書
年 月 日付け交付決定を受けた令和7年度原材料米価格高騰
負担緩和対策事業を完了したので、その実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業実績
別紙1のとおり
- 3 添付書類
 - ・事業結果報告書（別紙1、2）
 - ・請求書

事業結果報告書

1 補助事業者の概要

事業者の名称			
代表者役職・氏名			
所在地			
担当部署・氏名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

2 交付実績額の算出方法

※1俵60kg

令和6年産	原材料米の合計(実績)	購入量	俵	…①
		購入費用	円	…②
	1俵あたりの購入費用(②/①)		円/俵	…③
令和7年産	原材料米の合計(実績)	購入量	俵	…④
		購入費用	円	…⑤
	1俵あたりの購入費用(⑤/④)		円/俵	…⑥
1俵あたりの令和6年産からの価格上昇額 (⑥-③)		円/俵	…⑦	
令和6年産からの価格上昇額の合計(④×⑦) ※④が①を上回る場合は(①×⑦)		円	…⑧	
福島県清酒原料米高騰対策事業補助金交付決定額		円	…⑨	
交付実績額(⑧×補助率2/3) - ⑨ ※千円未満切り捨て		円		

※全て税抜き金額で記載すること。(小数点以下は切り捨て)

※1俵は60kg換算とすること。

※購入量、金額は、全て玄米数量とし、白米での購入の場合は玄米数量に換算する。

※⑧の算定にあたり、令和7年産の購入量(④)が令和6年産の購入量(①)を上回る場合は令和6年産の購入量(①)を上限とする。

※交付実績額は令和6年産からの価格上昇額の合計(⑧)に補助率を乗じた額以内(千円未満は切り捨て)とすること。

別紙1（みそ及び麴製造事業者）
事業結果報告書

1 補助事業者の概要

事業者の名称			
代表者役職・氏名			
所在地			
担当部署・氏名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

2 交付実績額の算出方法

※1俵60kg

令和5年産	原材料米の合計（実績）	購入量	俵	…①
		購入費用	円	…②
	1俵あたりの購入費用（②/①）		円/俵	…③
令和7年産	原材料米の合計（実績）	購入量	俵	…④
		購入費用	円	…⑤
	1俵あたりの購入費用（⑤/④）		円/俵	…⑥
令和6年産米の購入量合計		俵	…⑦	
1俵あたりの令和5年産からの価格上昇額 （⑥－③）		円/俵	…⑧	
令和5年産からの価格上昇額の合計（④×⑧） ※④が⑦を上回る場合は（⑦×⑧）		円	…⑨	
交付実績額（⑨×2/3）※千円未満切り捨て		円		

※全て税抜き金額で記載すること。（小数点以下は切り捨て）

※1俵は60kg換算とすること。

※⑨の算定にあたり、令和7年産の購入量（④）が令和6年産の購入量（⑦）を上回る場合は令和6年産の購入量（⑦）を上限とする。

※購入量、金額は、全て玄米数量とし、白米での購入の場合は玄米数量に換算する。

※交付実績額は令和5年産からの価格上昇額の合計（⑨）に補助率を乗じた額以内（千円未満は切り捨て）とすること。

別紙2（全事業者共通）

原材料米購入量および購入費用（令和7年産）集計表

（補助事業者名）

※1俵60kg

令和7年産 合計（実績）		購入量（俵/60kg）		購入金額（円）	
内 訳					
番号	購入先の名称	購入日	銘柄	購入量 （俵）	購入金額 （円）
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※購入先ごと、購入日ごと、銘柄ごとに実績の内容を記載すること。

※支払明細、領収書、納品書など、「内訳」に記載した内容が確認できる資料を添付すること（資料がないものについては、補助対象外となるため記載しないこと。）。

※「購入日」は令和7年産原料米の支払が完了した日を記載すること。ただし、令和8年1月31日までに購入したもの（支払が完了したもの）に限る。

※「購入量」は玄米数量（1俵60kg単位）で記載し、白米での購入の場合は玄米数量に換算して記載すること。

※「購入金額」は税抜き金額で記載すること。